

## 議案第46号

### 区議会提出議案に関する意見聴取 (幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



5世総第167号  
令和5年5月31日

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

### 区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

### 記

#### 1 案件名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例
- (7) 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

#### 2 案 文

別紙のとおり

#### 3 提案議会

令和5年第2回世田谷区議会定例会

#### 4 回答期限

令和5年6月6日（火）

#### 5 担 当

総務部総務課総務係 水芦 内線2064

議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 手当の支給について、配偶者とパートナーシップ関係の相手方を同等の取扱いとする必要があるので、本案を提出する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「以下同じ。）」を「）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月世田谷区条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項各号列記以外の部分中「に配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を、「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第 号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）」を加える。

附則第6項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「生じた日」の次に「（一部改正条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方</u></p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期</p>

改正後	改正前
<p>間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><u>附 則 (令和5年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年7月1日から施行する。</u> <u>(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年3月世田谷区条例第7号) の一部を次のように改正する。</u> <u>改め文省略 (別紙 新旧対照表参照)</u></p>	<p>間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 附 則（平成30年3月6日条例第7号）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者 <u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>）のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第●●号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）</u>で、かつ、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 附 則（平成30年3月6日条例第7号）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) 平成30年度 11,500円</p> <p>(2) <u>令和元年度から令和5年度まで</u> 13,000円</p> <p>4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）</u>を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による届出とみなす。</p> <p>6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が<u>配偶者等</u>を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（<u>一部改正条例の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日</u>）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p>	<p>(1) 平成30年度 11,500円</p> <p>(2) <u>平成31年度から平成35年度まで</u> 13,000円</p> <p>4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が<u>配偶者</u>を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による届出とみなす。</p> <p>6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が<u>配偶者</u>を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p>